

県立高等学校特別体育専任教員取扱要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、学校で行われる運動部の活動が生徒の心身の健全な発達やスポーツ競技力の向上に寄与することなどにかんがみ、県立高等学校に特定の競技種目に係る特別体育専任教員を配置することにより、学校及び地域のスポーツ活動を活性化させ、もって、特色ある学校づくりに資するとともに、スポーツの普及・振興を図ることを目的とする。

(競技種目)

第2条 特別体育専任教員が主として担当する競技種目は、カヌー、ホッケー、レスリング、ウエイトリフティング、フェンシング及び水球とする。

(職 務)

第3条 特別体育専任教員の主たる職務は、次のとおりとする。

- (1) 前条に規定する競技種目の競技力の普及・向上に関すること。
- (2) 学校体育の振興に関すること。
- (3) 地域（特に中学校）のスポーツの振興に関すること。
- (4) スポーツ団体との連絡に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県教育委員会が必要と認めるものに関すること。

2 特別体育専任教員の校務分掌及び授業時間数は、配置校の校長が学校及び地域の実態、特別体育専任教員の目的等を考慮して適切に決定するものとする。

(配 置)

第4条 特別体育専任教員は、第2条に規定する競技種目ごとに1人を配置するものとし、その配置校及び競技種目については、県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

2 特別体育専任教員の配置校については、常勤講師（臨時的任用の期間（更新の期間を含む。）は毎年4月2日から翌年3月31日までとする。）を配置する。

(採 用)

第5条 特別体育専任教員は、一般の教員と異なる特別の選考により採用する。ただし、一般の教員と異なる特別の選考による採用ができない場合は、現職の教員の中から教育長が指名することができる。

(配置校での勤務)

第6条 特別体育専任教員は、配置校において長期間継続的に勤務するものとする。この場合、毎年度県教育委員会が定める「県立学校教育職員人事異動方針細則」（以下「人事異動方針細則」という。）は適用しない。

2 特別体育専任教員の配置校での勤務期間の終期については、県教育長が配置校及び地域の実態、当該教員の指導力等を総合的に考慮して個々に決定する。

(人事異動)

第7条 前条第2項の規定により、特別体育専任教員が他の学校等へ異動した場合は、それ以後、一般の体育教員として人事異動方針細則を適用する。

2 前項の規定による人事異動方針細則の適用は、当該異動日を新規採用とみなして適用する場合と特別体育専任教員として採用された時から人事異動方針細則を適用する場合のいずれかについて、本人の有利に取り扱うものとする。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年5月31日から実施し、特別体育専任教員の配置は平成元年度から行う。
- 2 第4条第1項の規定に関わらず、特別体育専任教員の配置校は、平成元年度にあつては2人、平成2年度にあつては4人、平成3年度にあつては6人とする。この場合の競技種目については、県教育長が別に定める。
- 3 この要綱は、平成13年4月25日に一部改正する。ただし、平成14年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は、平成17年3月24日に一部改正する。ただし、平成17年4月1日から適用する。